

船橋市地域DOTS実施要綱

船橋市地域DOTS支援事業実施要綱(平成16年保予第146号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第53条の14の規定に基づき、結核患者(以下「患者」という。)の確実な服薬及び療養生活上の支援(以下「地域DOTS(直接的服薬確認療法)という。)」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 地域DOTSの対象者は、法第53条の12の結核登録票に登録されている者とする。

(支援計画の作成)

第3条 保健所長は、患者の主治医との連携を図り、患者個々の症例に応じた地域DOTS個別支援計画(以下「支援計画」という。)を作成し、当該支援計画に沿って服薬支援を行うものとする。

2 前項の支援計画は、患者の外来通院の受療状況、服薬状況等を確認し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(患者等への説明)

第4条 保健所長は、患者及びその家族に対し、地域DOTSの主旨、支援計画に基づく支援方法等についての説明を十分に行わなければならない。

(関係機関との連携)

第5条 保健所長は、地域DOTSを行ううえで必要があるときは、主治医及び地域の関係機関との連携を図るものとする。

(実施期間)

第6条 地域DOTSの実施期間は、原則として、外来通院による治療開始から治療終了までとする。ただし、必要に応じて当該期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(事業評価)

第7条 保健所長は、患者の治療終了後に事業評価を適切に行うことを目的とする保健所コホート検討会を設置し、治療成績の分析及び地域DOTSの評価を行うものとする。

(地域DOTSの推進)

第8条 市長は、地域DOTSを円滑かつ効率的に進めるため、地域DOTS支援員の設置等を図り、地域DOTSの推進に努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。